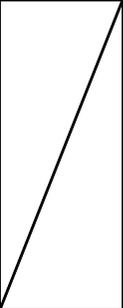
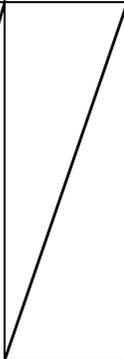
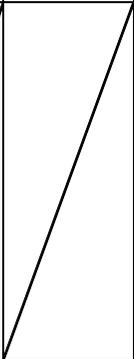
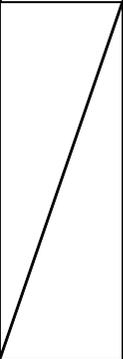
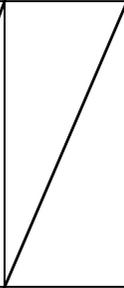
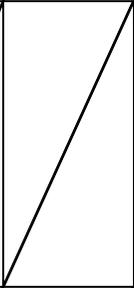
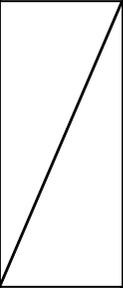
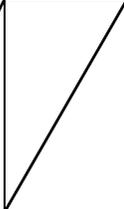
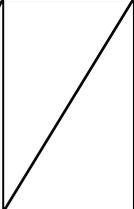
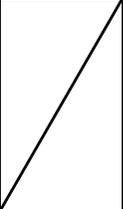


第1次勧告のフォローアップについて

第1次勧告	第1次要綱	これまでの取組み状況及び今後の予定 < 第66回 政府委員会資料(平成20年11月19日)又は第68回 政府委員会資料(同年12月2日)から転記 >	第2次勧告			左記以降の取組み状況及び検討結果	担当PT
			義務づけ		義務づけ以外		
			メルクマール該当	地方要望			
【幼保一元化・子ども】 認定こども園制度については、当面、認定等に係る事務手続や会計処理が複雑であるなどの課題に対する抜本的な運用改善策について平成20年度中に実施に着手する。あわせて、制度の一本化に向けた制度改革について平成20年度中に結論を得る。	認定こども園制度については、当面、認定等に係る事務手続や会計処理が複雑であるなどの課題に対する抜本的な運用改善策について平成20年度中に実施に着手する。あわせて、認定こども園制度の一本化に向けた制度改革について平成20年度中に結論を得る。	(これまでの取組み) ・認定こども園の推進については、「教育振興基本計画」(平成20年7月1日閣議決定)において制度の普及啓発や運用改善を行うことを明記しているとともに、「経済財政改革の基本方針2008」(平成20年6月27日閣議決定)や本年7月末に取りまとめられた「5つの安心プラン」において、「こども交付金」の創設や認定こども園の制度改革に向けた検討を行うことが盛り込まれた。 ・これらを受け、本年7月末には、文部科学省及び厚生労働省における両省局長級の検討会において、具体的な運用改善策等を取りまとめるとともに、平成21年度概算要求において、認定こども園に対する幼稚園・保育所の枠組みを超えた新たな支援として、事業費や施設整備費等の補助金について文部科学省及び厚生労働省で共同して要求したところ。 ・本年10月には、認定こども園の制度改革について検討を行うため、内閣府特命担当大臣(少子化対策)、文部科学大臣、厚生労働大臣の3大臣合意により「認定こども園制度の在り方に関する検討会」を立ち上げた。 (今後の予定) ・本年7月末に文部科学省及び厚生労働省で取りまとめた具体的な運用改善策等に取り組むとともに、「認定こども園制度の在り方に関する検討会」において、20年度中に認定こども園の制度改革についての結論を得るべく議論を進めていく。 (厚生労働省・文部科学省)	×	全国市長会	(a)	(取組み状況) 平成21年3月31日までに、5回にわたり、「認定こども園制度の在り方に関する検討会」を実施。論点の主な内容は以下のとおり。(平成21年3月25日第78回分権改革推進委員会厚労省提出資料より) 1. 認定こども園制度の改革の方向 ・平成20年度補正予算及び21年度予算案において、認定こども園に対する幼稚園・保育所の枠組みを超えた総合的な財政支援制度を創設。 ・新たな財政措置について補助要綱等の補助制度を一本化。また、従来の財政措置(私学助成、保育所負担金等)もあわせて「こども交付金」として制度化し、申請・執行手続きの一本化を促進。 ・「認定こども園制度の在り方に関する検討会」において、認定こども園のあり方について平成21年3月に報告書がまとめられた。 ・認定手続きの簡素化に向けて、平成21年3月「認定申請手続き等に関する事務マニュアル」が厚生労働省・文部科学省幼保連携推進室により作成された。 ・窓口の一本化、書類重複、監査重複、会計処理の複雑化など運用面の課題について、改善が可能なものについては、具体的な改善内容等とその工程表を作成。 ・平成22年度までに新たに財政措置を活用して緊急整備を図ることにより、23年度には認定件数が2,000カ所になることを目指し、必要な見直しを早急を実施。 2. 就学前教育・保育をめぐる今後の課題 ・子どもにとって質の高い教育・保育や子育て支援を保障することが重要であり、地域の実情に応じて必要な教育・子育て支援の機能が総合的に提供されるよう、その在り方について検討。 ・就学前教育・保育に関する制度の在り方については、新しい幼稚園教育要領や保育所保育指針に基づく取組や、認定こども園における取組状況等を検証した上で検討。 3. 就学前教育・保育の今後のスケジュール ・工程表に沿った二重行政解消等の運用改善の確実な実施。 ・見直しに関する進捗状況等のフォローアップの実施。 ・上記検討会での方向性を踏まえ、具体的な制度改革の検討を実施。 ・認定こども園法附則に規定している施行後5年経過時の必要な見直しについて、保育制度改革に係る検討にあわせて、必要な見直しを実施。	福祉

<p>[幼保一元化・子ども] 保育所について、「保育に欠ける」入所要件の見直し、直接契約方式の採用等についての総合的な検討に着手し、平成20年度中に結論を得る。</p>	<p>保育所について、「保育に欠ける」という入所要件の見直し、保護者と保育サービス提供者との直接契約方式について、包括的な次世代育成支援の枠組みを構築していく中で総合的な検討を行い、平成20年度中に結論を得る。</p>	<p>〔これまでの取り組み〕 平成19年12月にまとめられた「『子どもと家族を応援する日本』重点戦略」等に基づき、現在、社会保障審議会少子化対策特別部会において、次世代育成支援のための新たな制度体系の設計について、議論を行っている。 〔今後の予定〕 引き続き、年内に結論を得るべく、議論を進めていく。 (厚生労働省)</p>		<p>〔取り組み状況〕 平成21年2月24日に左記特別部会を実施、第1次報告において示された「今後の保育制度の姿」は以下のとおり。(平成21年3月25日第78回分権改革推進委員会厚労省提出資料より)</p> <p>1. 保育の必要性等の判断 基本的仕組み ・市町村が保育の必要性・量、優先的に利用確保されるべき子ども(母子家庭・虐待等)について、受入保育所の決定とは独立して判断を実施。保育所には、応諾義務と優先受入義務を課す。 判断基準の設定 ・保育対象範囲等の基本事項については、国が基準を設定。(地域の実情を加味することも可) 判断基準の内容 ・パートタイムや専業主婦家庭等、幅広く必要性を認定。 保障上限量 ・利用者ごとに、保障上限量(時間)を月単位で判断。優先的に利用確保されるべき子どものための仕組み ・市町村が優先判断した子どもについては、保育所に優先受入義務を課す。 「欠ける」という用語の見直し ・「保育を必要とする」など、ふさわしいものに見直す。</p> <p>2. 保育の提供の仕組み 利用保障の基本的仕組み ・市町村に、公的保育が着実に保障されるための実施責務を法制度上課す。 利用方式 ・市町村が公的責任を果たす3者の枠組みの中で、利用者が保育所と公的保育契約を締結。 利用者の手続負担や保育所の事務負担に対する配慮 ・利用者の申込手続きや事業者の募集・選考等の円滑・公平な実施のための仕組みを検討。</p> <p>(その実現には財源確保が不可欠であることに留意が必要)</p>	<p>福祉</p>
<p>[幼保一元化・子ども] 文部科学省の「放課後子ども教室推進事業」と厚生労働省の「放課後児童健全育成事業」について、両事業の統合も含めたさらなる一本化の方向で改善方策を検討し、平成21年度から実施する。</p>	<p>(同左)</p>	<p>〔これまでの取り組み〕 「放課後子どもプラン」の取組状況や実施状況上の課題等について把握するため、文部科学省と厚生労働省とが合同で地方自治体に対して調査を行い、その結果について平成20年6月に公表したところ。同調査の結果では、事務手続きにおいては「特になし」と回答した自治体が全体の56%を占め、また、事業の実施上の課題においても「現行どおりでよい」が35%と最も多くっており、現段階では現行どおりの事業実施方法による推進を望む声が多いものと認識している。一方で、事務手続きとして「国の補助金が別であるため庁内の調整・手続が煩雑」(16%)といった意見や、実施上でも「両事業の一本化が必要」(27%)といった意見も寄せられているところ。 〔今後の予定〕 文部科学省及び厚生労働省としては、調査の結果も踏まえつつ、地方がより使いやすい事業となり、サービスを受ける子どもにとってより良いものとなるよう検討を進めたい。 (厚生労働省・文部科学省)</p>		<p>〔取り組み状況〕 (平成21年3月25日第78回分権改革推進委員会厚労省提出資料より)</p> <p>1. 平成20年度における推進方策 ・放課後子ども教室との連携事例及び一体的実施事例を掲載した「放課後児童クラブ実践事例集」を作成・配布。 ・両事業を一体的に実施している自治体の具体的な実施態に関する調査の企画及び設計を実施。 ・両事業を一体的又は連携して実施している事例を収めたデータベースの作成。 ・普通教室として使用しなくなった教室の「放課後子どもプラン」への活用について両省連名通知。</p> <p>2. 平成21年度における対応 ・両事業を一体的に実施している自治体の具体的な実施態に関する調査を実施。 ・「放課後子どもプラン推進アドバイザー」を市町村に派遣し、放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携方策等について助言。(平成21年度予算案に計上)</p>	<p>福祉</p>

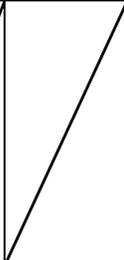
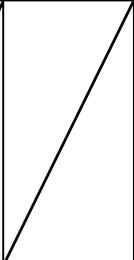
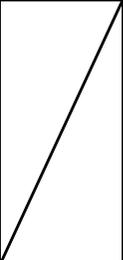
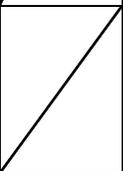
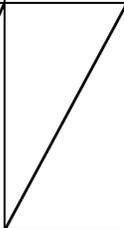
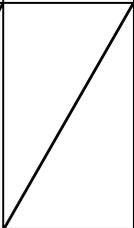
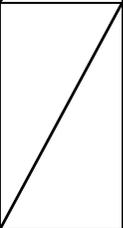
<p>【医療・医療保険】 基準病床数に関し、国が定める標準に加え都道府県が地域の事情に応じ独自に加減算できるように、算定方法の見直し及び厚生労働大臣の同意の廃止について検討し、各都道府県の次期医療計画の策定期(注)にあわせ、平成23年度までに結論を得る。 (注)平成18年の改正医療法に基づき、平成20年4月から大部分の都道府県において新しい医療計画が実施されており、次期計画の策定期はおおむね5年後と見込まれる。</p>	<p>(同左)</p>	<p>【これまでの取組み】 都道府県が、病床過剰地域であっても特例として増床を認めることのできる病床の種類について、小児医療や緩和ケア等がんに関する医療等に加え、20年4月には周産期医療に係る病床等の範囲を拡大した。 【今後の予定】 基準病床数のあり方について、有識者や関係者の意見聴取などを行い、平成23年度までに結論を得るべく、検討する。 (厚生労働省)</p>	<p>×</p>	<p>全国知事会</p>	<p>(c)</p>		<p>【取組み状況】 (23年度までに結論。まだ具体的計画は未公表)</p>	<p>福祉</p>
<p>【医療・医療保険】 「高齢者の医療の確保に関する法律」において、医療の効率的な提供の推進に関し都道府県は診療報酬に関する意見を提出することができることとされている(注)。この意見を的確に反映し得る仕組みについて、都道府県の意向も踏まえながら検討し、平成22年度中に結論を得る。(注)同法により、都道府県は都道府県医療費適正化計画を作成した年度(平成20年度が初年度)の翌々年度において行う計画の進捗状況に関する評価の結果を踏まえ、意見を提出することができることとされている。</p>	<p>(同左)</p>	<p>【これまでの取組み】 都道府県から提出していただいた意見に配慮した診療報酬を設定するためには、具体的にどのような時期に、どのような様式で意見を提出していただき、どのような方法で検討を行うのが適当であるかなどについて、事務的に検討中である。 【今後の予定】 今後も引き続き、都道府県からの診療報酬に関する意見を的確に反映し得る仕組みについての検討を行う。 (厚生労働省)</p>					<p>福祉</p>	<p>福祉</p>
<p>【医療・医療保険】 国民健康保険の運営に関し、保険財政の安定化や保険料の平準化の観点から、都道府県の権限と責任の強化とともに、都道府県単位による広域化の推進等について検討し、平成21年度中(注)に結論を得る。 (注)平成21年度までの措置として「国民健康保険制度の財政基盤の強化について」が、総務・財務・厚生労働の3大臣により合意されている(平成17年12月18日)。</p>	<p>(同左)</p>	<p>【これまでの取組み】 麻生総理の所信表明演説において、長寿医療制度について今後一年間をかけて見直しの議論を行うこととされたところであり、「高齢者医療制度に関する検討会」において国民健康保険の保険者のあり方も含めて検討が行われているところ。 【今後の予定】 上記検討会における議論も踏まえ、平成21年度までの措置である「国民健康保険制度の財政基盤の強化について」と同様に保険財政の安定を図るべく、新たな3大臣合意に向けて検討を進めていく予定。 (厚生労働省)</p>					<p>【取組み状況】 ・平成21年3月17日までの間、計7回の検討会を実施。「保険料の算定・支払方法」や「運営主体(広域連合)」等に関する議論が行われてきたところである。 ・平成21年4月3日に「与党高齢者制度に関するPT」による「高齢者医療制度に関する基本的考え方」が出され、今後の見直しについて方針が示されたところである。</p>	<p>福祉</p>
<p>【生活保護】 国と地方の協議の場を早期に立ち上げ、地方自治体が主体となった自立支援の取組みの推進や医療扶助のあり方など生活保護の制度全般について、国が責任を持つべき部分と地方が責任を持つべき部分との役割分担を踏まえた総合的な検討に着手し、平成20年度中を目標に制度改正の方向性を得る。</p>	<p>(同左)</p>	<p>【これまでの取組み】 本年11月4日に厚生労働大臣が全国知事会及び全国市長会の代表者と協議を行ったところ。 【今後の予定】 今後は、平成21年3月までの間、自立支援、医療扶助、濫給防止対策及び漏給防止対策の3つを柱として検討を進める予定。 (厚生労働省)</p>					<p>【取組み状況】 ・平成20年11月から「生活保護制度に関する国と地方の協議」を開催し、左記の～の在り方を中心に検討を進め、平成21年3月23日に厚生労働大臣と全国知事会及び全国市長会の代表者でとりまとめを行い、制度改正の方向性を得たところである。</p>	<p>福祉</p>

<p>〔福祉施設の最低基準等〕 保育所や老人福祉施設等についての施設設備に関する基準については、全国一律の最低基準という位置付けを見直し、国は標準を示すにとどめ、具体的な基準は地方自治体が地域ごとに条例により独自に決定し得ることとする。</p>	<p>保育所や老人福祉施設等についての施設設備に関する基準については、保育の質や、高齢者の生活の一定の質の確保のための方策を前提としつつ、全国一律の最低基準という位置付けを見直し、国は標準を示すにとどめ地方公共団体が条例により決定し得るなど、地方公共団体が創意工夫を生かせるような方策を検討し、計画の策定までに結論を得る。</p>	<p>〔これまでの取組み〕 ・保育所については、本年7月に建築設計の専門家、自治体関係者、保育所経営者等による「機能面に着目した保育所の環境・空間に係る研究事業」の研究会を発足させたところ。 ・老人福祉施設については、第1次要綱を受け、地方公共団体が創意工夫を生かせるような方策につき、高齢者の生活の一定の質を確保できるか否かという点に留意しつつ、現在省内において検討を進めているところ。 〔今後の予定〕 ・保育所については、上記研究会の結果を踏まえ、計画の策定までに結論を得るべく、議論を進めていく。 ・老人福祉施設については、自治体の御意見等も踏まえながら引き続き検討を進め、必要に応じ社会保障審議会等でも御議論いただいた上で、計画の策定までに結論を得ることとする。 (厚生労働省)</p>	<p>×</p>	<p>全国知事会 全国市長会</p>	<p>(a)</p>	<p>〔保育所の施設設備に関する取組み状況〕 平成21年3月25日第78回政府委員会にてヒアリングを実施、「機能面に着目した保育所の環境・空間に係る研究事業・調査研究委員会」の報告の主な内容は以下のとおり。(厚生省提出資料より)</p> <ol style="list-style-type: none"> 今回の研究事業における保育所の施設設備等に係る基準の考え方について 保育所保育指針に基づく保育ができるような保育環境を整えられること。 人が作業をする際に、無理なく動くために必要となる空間領域「動作空間」と、動作空間からなる、あるまとまった生活行為ができる空間領域「単位空間」という建築設計の考え方を採用する。 食事の場と午睡の場を分ける「食寝分離」的な考え方を基本とする。 今回の研究事業における保育所の施設設備等に係る基準の構成について ・保育の質の更なる向上に向けて、保育所の各機能に応じた定性的基準をガイドライン等で定める。 今回の研究事業における保育所に係る面積基準の考え方について 保育所は主として、「遊び 食事 午睡 遊び」という一日の流れで活動がおこなわれる。面積を算定するに当たっては、2歳未満児、2歳以上児のそれぞれ保育の特徴を踏まえる必要がある。 「食寝分離」や「単位空間」の考え方に基づき科学的・実証的に検証した結果、以下の面積を算出。 ・2歳未満児 4.11㎡/人 2歳以上児 2.43㎡/人 現在の最低基準の評価について ・現在の最低基準については、60年近く運用されたものであり、保育を行うことが全く不可能というほどまでの状況は見られなかったが、「食寝分離」など様々な課題があり、現行の最低基準以上であることが必要。 今回の研究事業における保育所に係る面積基準等の扱いについて ・現在の保育所の収容能力や、国・地方自治体の財政状況などその他の事情を含め総合的に勘案しつつ、国においても議論を行い、現在の最低基準とともに、その最終的な取扱いを決めるべきである。 <p>〔老人福祉施設の施設設備に関する取組み状況〕 平成21年3月13日に政府委員会ワーキンググループヒアリングにおいて、老人福祉施設の施設設備等に係る基準の見直しに関するヒアリングを実施。その後、平成21年3月27日に、厚生省より特養等の施設設備に係る基準について、全国知事会からのヒアリングを行いたい旨の連絡があり、平成21年4月23日に8自治体からヒアリングを行う。今後これら自治体からの意見等を踏まえながら引き続き検討を進め、5月末頃社会保障審議会に諮り、秋頃までに結論を得る予定。</p>	<p>福祉</p>
---	---	---	----------	---------------------------------	------------	--	-----------

<p>[福祉施設の最低基準等] 福祉施設の認可、指導監督等に係る事務については、老人福祉施設並びに児童福祉施設のうち保育所、児童館および認可外保育施設に関するものは市に移譲する。あわせて、児童福祉施設のうち助産施設及び母子生活支援施設に関するものは、特例市に移譲する。</p>	<p>第1次勧告の第3章で委員会が示した<基礎自治体への権限移譲の方針>を踏まえ、第1次勧告の別紙1「基礎自治体への権限移譲を行うべき事務」に掲げた事務(第1次勧告の第2章で掲げた基礎自治体への権限移譲を含む。)について、都道府県から市町村への権限移譲の検討及びこれに伴う国、都道府県の関与の在り方の見直しを行い、結論を得て計画に盛り込むものとする。</p>	<p>(これまでの取組み) 要綱(1次)に基づき検討を行っているところであるが、現時点においてそれぞれ以下のような課題等があると考えられるところであり、今後引き続き検討してまいりたい。 養護老人ホーム等の設置認可及び認可施設からの報告徴収、認可取消等の事務の適切な執行は、高齢者施設等の適切な運営のために不可欠であり、これらの事務の不備は、施設等を利用する高齢者の生活の安全と質に重大な問題を生じさせることになる。 したがって、基礎自治体への事務事業の優先配分を検討するに当たっても、当該事務に関しては、各自治体の実情に応じ、確実な事務執行が確保される場合のみ移譲を行うこととすべきであり、一律な権限移譲を行うことは適当でないと考えている。なお、地方自治法252条の17の2の規定に基づき、あらかじめ市長との協議を行った上で条例で定める場合には、現在でも市の事務とすることが可能である。 また、中核市はその圏域が都道府県が定める「老人福祉圏域」にほぼ一致し、圏域内における複数市町村間の調整の必要は少ないため、総量規制的な調整を図る仕組みを都道府県に留保せずとも、都道府県の助言及び勧告のみで老人福祉圏域内における整合的な施設整備の実現が可能である。 しかし、中核市以外の市にあっては、他の複数の市町村と共に一つの圏域を構成していることが一般的であるため、圏域内における複数市町村間の実効的な調整が必要となるところ、都道府県の総量規制的な調整なくして老人福祉圏域内における整合的な施設整備の実現は困難であると考えている。 (厚生労働省) 国、都道府県および市町村以外の者が保育所、児童館、助産施設及び母子生活支援施設(以下「保育所等」という。)を設置する場合、都道府県知事、指定都市市長、中核市市長または児童相談所設置市長(以下「都道府県知事等」という。)の認可を得る必要があるとされているところ。 これは、 保育所等は市の圏域を越えて利用されるものであり、管</p>																				
--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

		<p>下の保育所等の分布状況や利用状況を踏まえ、広域的な観点から認可を行う必要があること</p> <p>設置後の施設の運営について、財政上安定的であることが必要であることから、かかる費用の一部を都道府県が負担していることから、都道府県知事等の認可を必要としたところである。</p> <p>認可外保育施設については、適正な保育内容及び保育環境を担保するため、届出義務を規定しているものであり、保育所の設置認可や指導監督権限を持つ都道府県等が行うことが適当である。</p> <p>助産施設は、妊産婦に対し安全で衛生的な出産を保障するため、児童福祉施設最低基準において、医療法に規定する病院または助産所と定めているところ。そのため、医療法の規定に基づいて運営する必要があるが、医療法に基づく病院または助産所の開設の許可等の権限有する都道府県知事、保健所を設置する市の市長または特別区の区長が、児童福祉法に基づく助産施設の設置の認可等の権限を有するべきである。したがって、特例市にまでこれらの権限を移譲することは適当ではないと考えている。</p> <p>母子生活支援施設に関しては、入所者に占めるDV被害者の割合が増加している中で、DV被害者を加害者から安全に保護し、その生活を支援するためには、従来にもまして広域的な観点からの対応が求められている状況にあるが、さらなる権限移譲を行うこととした場合、DV被害者等の広域的な入所ニーズを踏まえた対応が困難となり、必要なサービスが提供されない懸念があることから、さらなる権限移譲を行うことは適当ではないと考える。</p> <p>なお、「報告徴収、質問及び立入検査」、「事業停止命令」及び「認可取消」については、設置の認可の適正性を担保するための業務なので、設置の認可の権限を持つ都道府県知事等が行うことが適当である。また、認可外児童福祉施設と同様に取り扱うべきものとする。</p> <p>(厚生労働省)</p>			福祉
<p>【福祉施設の最低基準等】</p> <p>指定介護保険事業者の指定・指導監督等に関する事務については、市に移譲する。「この場合、指定については都道府県の同意を要することとする。」</p>	<p>第1次勧告の第3章で委員会が示した「基礎自治体への権限移譲の方針」を踏まえ、第1次勧告の別紙1「基礎自治体への権限移譲を行うべき事務」に掲げた事務(第1次勧告の第2章で掲げた基礎自治体への権限移譲を含む。)について、都道府県から市町村への権限移譲の検討及びこれに伴う国、都道府県の関与の在り方の見直しを行い、結論を得て計画に盛り込むものとする。</p>	<p>(これまでの取組み)</p> <p>指定居宅サービス等の指定及び指定介護事業者からの報告徴収・指定取消等の事務の適切な執行は、指定居宅サービス等の適切な運営のために不可欠であり、これらの事務の不備は、介護サービスを利用する高齢者の生活の安全と質に重大な問題を生じさせることになる。</p> <p>したがって、基礎自治体への事務事業の優先配分を検討するに当たっても、当該事務に関しては、各自自治体の実情に応じ、確実な事務執行が確保される場合にのみ移譲を行うこととすべきであり、一律な権限移譲を行うことは適当ではないと考えている。</p> <p>なお、地方自治法第252条の17の2の規定に基づき、あらかじめ市長との協議を行った上で条例で定める場合には、現在でも市の事務とすることが可能である。</p> <p>(厚生労働省)</p>			福祉

<p>〔福祉施設の最低基準等〕 指定障害者福祉サービス事業者の指定・指導監督等に関する事務については、中核市に移譲する。この場合、指定については都道府県の同意を要することとする。</p>	<p>第1次勧告の第3章で委員会が示した<基礎自治体への権限移譲の方針>を踏まえ、第1次勧告の別紙1「基礎自治体への権限移譲を行うべき事務」に掲げた事務(第1次勧告の第2章で掲げた基礎自治体への権限移譲を含む。)について、都道府県から市町村への権限移譲の検討及びこれに伴う国、都道府県の関与の在り方の見直しを行い、結論を得て計画に盛り込むものとする。</p>	<p>〔これまでの取組み〕 障害者自立支援法制定(H17)の際、以下の理由により都道府県の事務としたものである。 ・サービス事業者が障害者自立支援法における事業者指定と介護保険制度における事業者指定を同時に受けることが想定され、介護保険制度における事業者指定事務との整合性を確保し、実施主体をあわせる必要があったこと。 ・制定前、3障害によってサービスの実施主体が都道府県、市町村に分かれていたが、障害者自立支援法により3障害を統一し、市町村を実施主体とした一方、都道府県が事業所の指定、監査、財源支援を行うという役割分担としたこと。 ・指定都市、中核市の事業者のサービスを他の市町村の障害者も利用することがあり、事業所指定の事務は県が統一に行うこととしたこと。 ・都道府県障害福祉計画の策定主体との整合性を勘案し、広域的な調整が行える都道府県において、指定障害福祉サービス事業者等の指定等に係る事務を行うことが適当であること。 上記を踏まえれば、権限移譲した場合には以下の問題が生じると考えられる。 ・介護保険制度における事業者指定事務との整合性が取れないこと。 ・指定都市、中核市の事業所の指定や指定取消によって、他の市町村の障害者に影響を及ぼすことになること。 ・障害福祉計画に定めるサービス提供基盤の整備目標を達成するため、引き続き都道府県の広域的な調整のもと、指定等の事務を行うことが適当であること。 また、上記の理由のほか、障害者自立支援法施行後まだ2年であるため、事務の定着をはかっている段階で事務指定を見直すことは地域の混乱を招くことが考えられる。なお、現在においても都道府県の判断により、地方自治法第252条の17の2の規定に基づき、市町村の事務とすることは可能である。 (厚生労働省)</p>				福祉
<p>〔民生委員〕 民生委員の委嘱手続を簡略化する。その具体的な方策について平成20年度中に結論を得る。</p>	〔同左〕	<p>〔これまでの取組み〕 現状把握等のため、以下の取組みを実施したところ。 ・全指定都市及び中核市に、委嘱手続きの簡略化について意見を聴取。 ・一部の指定都市及び中核市を訪問し、委嘱手続きの簡略化についてヒアリングを実施。 ・民生委員、都道府県及び市町村の代表と、意見交換会を実施。 〔今後の予定〕 上記取組みの結果等を踏まえ、年度内に結論を得るべく、議論を進めていく。 (厚生労働省)</p>		民生委員の委嘱手続を簡略化する。その具体的な方策について平成20年度中に結論を得る。〔一次勧告関連事項〕	〔取組み状況〕 民生委員の委嘱手続について、新分権一括法の中で民生委員法を改正し、以下のように簡略化を図る予定。 (出先機関改革に係る工程表) ・都道府県等に設置される地方社会福祉審議会への意見聴取について、都道府県知事等の裁量により、特に必要な場合のみ行うことを可能とする。 ・市町村に設置される民生委員推薦会について、設置要件等を緩和することにより、地域の実情に応じた審査を可能とする。 さらに、運用面についても、委嘱手続に関する通知の見直しを行うことで、簡略化を図る予定である。	福祉
<p>〔保健所・児童相談所〕 都道府県と市との協議が整った場合には速やかに指定を行うなど、保健所設置市の政令による指定手続等を見直すこととする。</p>	〔同左〕	<p>〔これまでの取組み〕 保健所設置市の基本的な考え方等について、「地域保健法第5条第1項に規定する「その他の政令で定める市」への移行手続について(平成20年8月29日健総発第0829001号)」において、地方自治体に周知しているところ。 〔今後の予定〕 国の政令指定手続きについては、都道府県と市との協議の結果を最大限尊重し対応していく。 (厚生労働省)</p>			〔取組み状況〕 平成20年11月21日に左記通知を入手、内容を確認したところ、人口30万人以下でも指定を受けている例があること、また指定事務に3～4ヵ月かかるので移行日の10ヵ月前までに申請すること等、指定手続きに一定の改善は見られる。	福祉

<p>【保健所・児童相談所】 広域連合等の共同処理方式による設置を可能とする方向で検討し、平成20年度中に結論を得る。</p>	<p>【同左】</p>	<p>【これまでの取組み】 保健所で行っている事務を規定する法律を所管する部署への意見照会やヒアリング等を行い、広域連合等の共同処理方式による設置を可能とする方向で検討を進めているところ。 【今後の予定】 関係部署との調整を進め、平成20年度中に結論を得る。 (厚生労働省)</p>					<p>平成21年3月31日健総発第0331005号「共同処理方式による保健所の設置について」において、共同処理方式にかかる一般的な留意点が示された。</p>	<p>福祉</p>
<p>【保健所・児童相談所】 保健所長の資格要件については、公衆衛生行政への精通度合いや、健康危機管理への対応能力という観点も踏まえつつ要件の緩和の方向で見直し、平成20年度中に結論を得る。</p>	<p>【同左】</p>	<p>【これまでの取組み】 関係機関等との調整を行いながら、要件緩和の方向での見直しに向けた検討を進めているところ。 【今後の予定】 関係機関等との調整を進め、平成20年度中に結論を得る。 (厚生労働省)</p>	<p>×</p>	<p>全国知事会</p>	<p>(a)</p>		<p>平成21年3月31日健総発第0331041号「地域保健法施行令第4条に定める保健所長の資格について」において、医師以外の職員を所長に充てることのできる期間等について、要件緩和が示された。</p>	<p>福祉</p>
<p>【保健所・児童相談所】 都道府県と市との協議が整った場合には速やかに指定を行うなど、児童相談所設置市の政令による指定手続等を見直すこととする。</p>	<p>【同左】</p>	<p>【これまでの取組み】 児童相談所設置市の基本的な考え方等について、「児童相談所を設置する市について(平成20年8月29日雇児総発第0829001号)」において、地方自治体に周知しているところ。 【今後の予定】 国の政令指定手続については、都道府県と市との協議の結果を最大限尊重し対応していく。 (厚生労働省)</p>					<p>【取組み状況】 平成20年11月21日に左記通知を入手、内容を確認したところ、希望市と都道府県が十分な協議が行われていると確認した場合は、国は速やかに指定する、と記されている。 ただし、指定を受けるための具体的な要件については記されておらず、改善の余地あり。</p>	<p>福祉</p>

第1次勧告のフォローアップについて

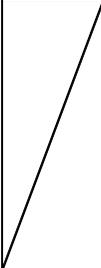
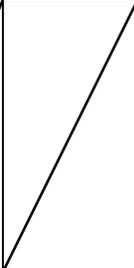
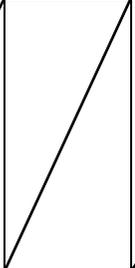
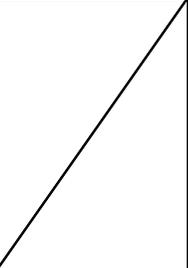
第1次勧告	第1次要綱	これまでの取組み状況及び今後の予定 <第66回 政府委員会資料(平成20年11月19日)又は第68回 政府委員会資料(同年12月2日)から転記>	第2次勧告				左記以降の取組み状況及び検討結果	担当PT
			義務づけ			義務づけ以外		
			メルクマール該当	地方要望	重点項目 (a)設置基準 (b)協議等 (c)計画策定			
【環境】 大気汚染防止法及びダイオキシン類対策特別措置法について、総量削減計画策定に係る環境大臣との同意を要する協議については同意を廃止する。	(同左)	〔これまでの取組み〕 特になし。 〔今後の予定〕 同意の廃止については、制度改正を予定。	×	同意・協議の廃止 全国知事会	(b)		環境	
【環境】 大気汚染防止法及びダイオキシン類対策特別措置法について、施設の設置届出の受理、汚染状況の常時監視等の都道府県の規制事務を特例市に移譲する。	第1次勧告の第3章で委員会が示した「基礎自治体への権限移譲の方針」を踏まえ、第1次勧告の別紙1「基礎自治体への権限移譲を行うべき事務」に掲げた事務(第1次勧告の第2章で掲げた基礎自治体への権限移譲の事務を含む。)について、都道府県から市町村への権限移譲の検討及びこれに伴う国、都道府県の関与の在り方の見直しを行い、結論を得て計画に盛り込むものとする。	〔これまでの取組み〕 第1次勧告の「基礎自治体への権限移譲の方針」を踏まえ、関係地方公共団体に対して調査を行い、適切な権限委譲の実施方法について検討を行うこととしている。					環境	
【環境】 循環型社会形成推進地域計画作成にあたっての協議会の設置の義務付けを廃止するとともに、交付手続を簡素化する。これらの措置を平成21年度から実施する。	(同左)	〔これまでの取組み〕 都道府県・市町村に対しては制度改正を行う旨の通知をしたところであり、改正のための関係通知等の見直し作業を行っているところ。 〔今後の予定〕 平成21年度より改善改正を実施できるよう関係通知等の改正を行う。				循環型社会形成推進地域計画作成にあたっての協議会の設置の義務付けを廃止するとともに、交付手続を簡素化する。これらの措置を平成21年度から実施する。	都道府県・市町村に対して、以下の措置をする旨通知済(平成21年1月27日付施行) 都道府県及び環境省と意見交換を行うための協議会設置義務付けの廃止(H21.1.27付通知:循環型社会形成推進交付金交付要綱の取扱いについて) 市町村の作成する一般廃棄物処理計画に施設の具体的な立地計画が位置付けられている場合には、一般廃棄物処理計画をもって循環型社会形成推進地域計画に代えることができるとする交付手続の簡素化(H21.1.27付通知:循環型社会形成推進交付金交付要綱について)	環境

第1次勧告のフォローアップについて

第1次勧告	第1次要綱	これまでの取組み状況及び今後の予定 <第66回 政府委員会資料(平成20年11月19日)又は第68回 政府委員会資料(同年12月2日)から転記>	第2次勧告				左記以降の取組み状況及び検討結果	担当PT
			義務づけ			義務づけ以外		
			メルクマール該当	地方要望	重点項目 (a)設置基準 (b)協議等 (c)計画策定			
【労働】 独立行政法人雇用・能力開発機構のあり方の検討にあわせて、離職者訓練事業の民間への委託訓練に関し、現在の実施状況を踏まえ、同機構と都道府県の役割分担の考え方を明確にした上で都道府県への移譲について検討し、平成20年中に結論を得る。	(同左)	【これまでの取組み】 独立行政法人整理合理化計画(平成19年12月24日閣議決定)を受けて雇用・能力開発機構のあり方を検討するため、厚生労働省において「雇用・能力開発機構のあり方検討会(座長:庄山悦彦日立製作所取締役会長)を開催しているところである。 検討会においては、第5回検討会(7月22日)において中間整理を行い、これを踏まえ、第6回検討会(9月16日)において論点整理を行うとともに、今後の検討方針について委員間の合意が得られたところである。 【今後の予定】 検討会において、機構のあり方の検討にあわせて検討を行い、その結果を踏まえて、平成20年中に結論を得る。					「雇用・能力開発機構の廃止について」(平成20年12月24日閣議決定) 独立行政法人雇用・能力開発機構は廃止し(平成22年度末までを目途に法制上の措置を講じる)、職業能力開発業務は、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構に移管、その他業務は、廃止又は独立行政法人勤労者退職金共済機構等へ移管 職業能力開発促進センター(ポリテクセンター)、職業能力開発大学校・短期大学校(ポリテクカレッジ)は、移管希望する都道府県へ移管 民間等への委託訓練のうち、定型化しているもの等は、都道府県へ移管 「ポリテクセンター、ポリテクカレッジに係るヒアリングのお願い」(平成21年3月30日付け) 厚生労働省職業能力開発局長から各都道府県知事あて、ポリテクセンター、ポリテクカレッジの移管希望の有無、その際の条件等について把握するためのヒアリング実施及びその調書の作成依頼	産業

第1次勧告のフォローアップについて

第1次勧告	第1次要綱	これまでの取組み状況及び今後の予定 <第66回 政府委員会資料(平成20年11月19日)又は第68回 政府委員会資料(同年12月2日)から転記>	第2次勧告				左記以降の取組み状況及び検討結果	担当PT
			義務づけ			義務づけ以外		
			メルクマール該当	地方要望	重点項目 (a)設置基準 (b)協議等 (c)計画策定			
【土地利用(開発・保全)】(農地) 将来にわたって国民の食料を安定的に供給するため、平成20年度内に予定されている農業振興地域制度及び農地制度の改革において、農地及び優良農地の総量を確保する新たな仕組みを構築したうえで、次のとおり見直すこととする。 ・農地転用に係る国の許可権限を都道府県に移譲するとともに、国との協議を廃止する。 ・都道府県の許可権限(権利移動及び2ha以下の転用)を市に移譲する。 ・都道府県が定める農業振興地域整備基本方針に係る国との同意を要する協議については、同意を廃止する。	平成20年秋に予定されている農業振興地域及び農地制度の改革に当たって、農地転用許可制度や都道府県と国との協議の在り方については、制度のこれまでの運用状況を検証し国と地方の役割分担を明確にしつつ、国民への食料の安定供給の確保を旨とし、農地の保全確保を図るための国と地方公共団体との合意形成プロセスの整備を含めて、第1次勧告の方向により検討を行う。	【これまでの取組み】 地方分権改革推進要綱に基づき農地転用許可制度の運用状況を検証するため、農地転用許可事務についての実態調査を実施したところ、都道府県等が処理した事案の1割強に11月4日に上記の調査結果を公表。 【今後の予定】 上記調査結果を踏まえ、農業振興地域制度及び農地転用許可制度の見直し案について検討を行い、年内に成案を得る。	×	大臣協議 全国知事会 知事協議 全国市長会	(b)	次期通常国会に提出予定の農地政策関連法案において農地の総量を確保する新たな仕組みを構築した上で、農地確保施策の実施状況を踏まえ、第1次勧告で示された農地転用許可権限等の移譲など、国と地方の役割分担の見直しを行う。	【第77回委員会(21.3.4)農水省資料及び審議内容】 第171回通常国会に提出した農地法等の一部を改正する法律案により、2ha以下の農地転用の知事許可について農水大臣の是正要求の規定が創設され、また都道府県農業振興地域整備基本方針に基づく農用地面積の確保について達成状況が著しく不十分な都道府県知事に対する是正要求の規定が創設された。 全国知事会が提案し、地方分権改革推進委員会が勧告した農地転用の権限移譲等については、改正法施行後5年を目途として検討を加える事項とされ、事実上先送りされた。 【衆議院農林水産委員会において改正法案可決(21.4.30)】	産業
【土地利用(開発・保全)】(森林) 喫緊の課題となっている地球温暖化対策のため、国家的な見地から森林資源を確保するための措置を講ずるなどにより森林の荒廃に対処しつつ、次のとおり見直すこととする。 ・保安林に係る国の指定・解除権限を都道府県に移譲するとともに、国との協議を廃止する。 ・都道府県が定める地域森林計画の策定・変更に係る国との同意を要する協議については、同意を廃止する。	地域森林計画については、京都議定書の第1約束期間の初年度である平成20年度における森林吸収目標達成に向けた取組状況を踏まえて、同計画の改定期の改定に当たり、国と都道府県との間で森林整備に係るルールを明確にする協定が締結された場合には同意と見なされるものとする。	【これまでの取組み】 森林整備に係るルールを明確にする協定の基本的枠組み等について検討を実施。 【今後の予定】 地方分権改革推進要綱(第一次)に従い、平成20年度における森林吸収目標達成に向けた取組状況を把握した段階で、森林整備に係るルールを明確にする協定の内容・手続きについて検討し、措置する予定。	×	全国知事会 (地域森林計画)	(b)		産業	
【農業】 選挙委員の選挙区等、農業委員会の組織運営に係る規制について、地方自治体のより弾力的な運用をはかる観点から、必要な措置を講じる。	(同左)	【これまでの取組み】 全国市長会からの「第二期地方分権改革に関する提言」(H19.10.3)の内容も参考としつつ、検討を実施。 【今後の予定】 平成21年度中までに必要な措置を講じる予定。	×	全国市長会 (選挙区設定)			産業	

<p>【農業】 都道府県が行っている種畜検査の結果が、当該都道府県のみならず都道府県域外で通用するよう必要な措置を講じる。</p>	<p>(同左)</p>	<p>〔これまでの取り組み〕 「家畜改良増殖制度の在り方に関する検討会」(生産局長主催)において、受け入れ側の都道府県で想定される課題等も踏まえつつ、種畜検査制度の見直しに係る検討を実施。</p> <p>〔今後の予定〕 同検討会での検討及びとりまとめ等を踏まえ、「新分権一括法案」等により措置する方向で検討を進めていく予定。</p>						<p>産業</p>
---	-------------	--	---	---	---	---	--	-----------

第1次勧告のフォローアップについて

第1次勧告	第1次要綱	これまでの取組み状況及び今後の予定 <第66回 政府委員会資料(平成20年11月19日)又は第68回 政府委員会資料(同年12月2日)から転記>	第2次勧告				左記以降の取組み状況及び検討結果	担当PT
			義務づけ			義務づけ以外		
			メルクマール該当	地方要望	重点項目 (a)設置基準 (b)協議等 (c)計画策定			
[交通・観光] 地域に関する観光施策として国が行う支援は、国際競争力の高い魅力ある観光地の形成のため、地域が行うことのできない全国的視点に立った先端的な取組みなどを基本とする。都道府県が定める外客来訪促進計画の策定・変更(税制特例に関する事項等を除く。)に係る国との同意を要する協議を廃止し、通知とする。	(同左)	{これまでの取組み} 都道府県が定める外客来訪促進計画の策定・変更(税制特例に関する事項等を除く。)に係る国との同意を要する協議を廃止し、通知とすることについて、所要の措置を講ずることを検討中。 {今後の予定} 上記について引き続き検討中。	第4条第2項 ； 第4条第6項 準用規定	全国知事会			産業	

第1次勧告のフォローアップについて

第1次勧告	第1次要綱	これまでの取組み状況及び今後の予定 <第66回 政府委員会資料(平成20年11月19日)又は第68回 政府委員会資料(同年12月2日)から転記>	第2次勧告				左記以降の取組み状況及び検討結果	担当PT
			義務づけ			義務づけ以外		
			メルクマール該当	地方要望	重点項目 (a)設置基準 (b)協議等 (c)計画策定			
【商工業】 国の中小ベンチャー企業育成施策は、金融上、税制上の措置による事業環境整備を基本とし、国が個別企業に対して行う直接支援は、地方が行うことのできない全国レベルの先端的なモデル事業など全国的視点に立った事業に限定する。 独立行政法人中小企業基盤整備機構の行うベンチャー育成事業についても同様の視点から全国的視点に立った事業に限定する。	(同左)	【これまでの取組み】 勧告を受けて、経済産業省及び中小企業基盤整備機構が個別中小企業に対して行う直接支援のうち、今後は、自治体が自主的に支援を行うことが望まれるスタートアップ支援事業(実用化研究開発支援については経済産業省が、事業化支援については中小企業基盤整備機構が実施)等の事業については、今年度限りで終了する方針で、平成21年度予算概算要求を行っているところ。 【今後の予定】 個別中小企業に対して行う直接支援の見直しについては、2次勧告に向け、さらに検討を進めているところ。				国の役割を、地方が行うことのできない全国レベルの先端的なモデル事業など全国的視点に立った事業に限定する。 産業クラスターの「自律的発展期」(2011年～2020年)における支援について、期間の短縮を含め、国の役割を縮小する。 国の役割を、地方が行うことのできない全国レベルの先端的なモデル事業など全国的視点に立った事業に限定する観点から、新連携、農商工等連携推進法及び中小企業地域資源活用促進法に関する補助金については、都道府県との密接な連携の下に執行できる仕組みを構築するように見直しを行う。	産業	
【商工業】 中小小売商業振興法の計画認定等の権限を都道府県から市に移譲する	第1次勧告の第3章で委員会が示した「基礎自治体への権限移譲の方針」を踏まえ、第1次勧告の別紙1「基礎自治体への権限移譲を行うべき事務」に掲げた事務(第1次勧告の第2章で掲げた基礎自治体への権限移譲の事務を含む。)について、都道府県から市町村への権限移譲の検討及びこれに伴う国、都道府県の関与の在り方の見直しを行い、結論を得て計画に盛り込むものとする。	【これまでの取組み】 移譲は可能であるが、全市における事務処理体制が十分に整備、確保されることが前提になると考える。また、事業者に手続面で過剰な負担がかかったり、複数の市に事業所が所在する場合の取扱いに齟齬が生じたりすることのないよう配慮が必要である。				【スタートアップ支援事業(実用化研究開発支援については経済産業省が、事業課支援については中小企業基盤整備機構が実施)等の事業については、平成20年度限りで終了。】	産業	

第1次勧告のフォローアップについて

第1次勧告	第1次要綱	これまでの取組み状況及び今後の予定 <第66回 政府委員会資料(平成20年11月19日)又は第68回 政府委員会資料(同年12月2日)から転記>	第2次勧告			義務づけ以外	左記以降の取組み状況及び検討結果	担当PT
			義務づけ					
			メルクマール該当	地方要望	重点項目 (a)設置基準 (b)協議等 (c)計画策定			
【商工業】 商工会議所の定款変更等に係る国の権限について、規制緩和を含めて見直しを行い、都道府県に移譲する。	(同左)	【これまでの取組み】 商工会議所サイドの意見を参考にしつつ、規制緩和・権限移譲の内容について検討中。 【今後の予定】 適切な時期に方針を決定し、法改正が必要な場合には、一括法等において措置する予定。	/	/	/	商工会議所の定款変更等に係る国の権限について、規制緩和を含めて見直しを行い、都道府県に移譲する。	産業	

第1次勧告のフォローアップについて

第1次勧告	第1次要綱	これまでの取組み状況及び今後の予定 <第66回 政府委員会資料(平成20年11月19日)又は第68回 政府委員会資料(同年12月2日)から転記>	第2次勧告				左記以降の取組み状況及び検討結果	担当PT
			義務づけ			義務づけ以外		
			メルクマール該当	地方要望	重点項目 (a)設置基準 (b)協議等 (c)計画策定			
【商工業】 商工会議所と商工会の一元化を含めた新たな商工団体制度を設けるなど、地域の商工団体のあり方について必要な検討を行い、平成20年度中に結論を得る。	(同左)	【これまでの取組み】 ・商工会議所、商工会はいずれも地域の事業者により自主的に組織され、自治運営されている民間の団体で、中小・小規模企業に対する支援機関であり、それぞれの団体に求められる役割等を踏まえた活動を展開しているところ。 ・したがって、経済産業省として勧告内容に係る所要の検討を行うに当たり、当事者たる商工会議所及び商工会の見解をはじめとして、中小・小規模企業を取り巻く経済環境や地域の実情に応じてそれぞれの団体に求められる役割等を十分に踏まえることが重要と認識。 ・現在、商工会議所及び商工会が共同して、地域中小企業の支援のあり方等に関する検討を進めており、年内を目途に見解をまとめる予定と承知している。 【今後の予定】 ・こうした検討結果を踏まえるなどした上で、経済産業省として今年度末までに所要の検討を進め、結論を得る予定。					(第78回委員会(21.3.25)地方分権改革推進委員会事務局資料) 商工会及び商工会議所については、地域活性化の観点から、今後一層の機能強化を行うことが必要。具体的には、市町村の合併の進展に比して商工会同士又は商工会議所同士の合併を加速するとともに、商工会が人材の配置等の面で都道府県連合会を中心とした運営を強めるなど両団体がそれぞれ組織の改革を進め、また 同一の市区域に両団体が併存する場合には、両団体がさらに効果的な支援を展開するため、両団体間の事業連携を一層強めるべき。 経済産業省としても、これらの両団体による自己改革及び両団体間の事業連携が円滑に行われるよう、地方自治体とも緊密に意思疎通を行いつつ、両団体が必要とする支援を行うこととする。 上記結論の前提としては、次の状況認識が極めて重要。 ・疲弊・高齢化が深刻化する地方においては、地域内の巡回機能を特色とする商工会が、地域社会の保全等のため、その特長を活かし、地域コミュニティ支援にも取り組むことで自治体に貢献することが重要。 ・他方、住民・企業のニーズが多様化する都市部等においては、地域全体の振興機能を特色とする商工会議所が、まちづくりなど地域全体で取り組む活動を推進することが重要。 ・このように、両団体の役割の違いの度合いが広がってきている中、新たな商工団体制度を設けるなどによるのではなく、むしろ両団体の特長を踏まえ、それぞれを機能強化することが必要。 なお、両団体は民間の自発的意思により組織されたものであり、本勧告に関しても、共同で検討会を設置して検討した結果、平成20年12月に上記結論と同旨の中間報告をとりまとめている。	産業

第1次勧告のフォローアップについて

第1次勧告	第1次要綱	これまでの取組み状況及び今後の予定 < 第66回 政府委員会資料(平成20年11月19日)又は第68回 政府委員会資料(同年12月2日)から転記 >	第2次勧告				左記以降の取組み状況及び検討結果	担当PT
			義務づけ			義務づけ以外		
			メルクマール該当	地方要望	重点項目 (a)設置基準 (b)協議等 (c)計画策定			
【公営住宅】 公営住宅については、入居者資格要件を緩和するとともに、整備基準について国は標準を示すにとどめ、具体的な基準は地方自治体が地域ごとに条例により独自に決定し得ることとする。	公営住宅については、入居者資格要件を緩和するとともに、整備基準について国は標準を示すにとどめ、地方公共団体が条例により決定し得るなど、地方公共団体が創意工夫を生かせるような方策を平成20年度中に講じる。	[これまでの取組み] ・ 第1次勧告及び地方分権改革推進要綱(第一次)を踏まえ、関係部局にて対応方針を検討。 [今後の予定] ・ 平成20年度中に措置予定。	×	整備基準 全国知事会 入居者資格 全国市長会	(a)	政府委員会においてヒアリング(H21.3.26) 公営住宅等整備基準の一部を改正する省令(平成21年4月1日施行) 公営住宅の床面積の基準緩和「19㎡以上80㎡以下」「19㎡以上」 公営住宅に関する基準の特例 住宅の性能・設備に関する基準については、地域の実情に照らして必要と認められる範囲内で事業主体の長が別に定められるようにする。 この場合、国の助成は地域住宅交付金の提案事業による。 「地域対応活用の創設」(平成21年2月27日通知) 各地方公共団体が地域の実情を勘察し、若年単身世帯、UJターンにより地域に居住しようとする者等に対して公営住宅ストックの空家を弾力的に活用できるよう措置する。	まちづくり	

第1次勧告のフォローアップについて

第1次勧告	第1次要綱	これまでの取組み状況及び今後の予定 < 第66回 政府委員会資料(平成20年11月19日)又は第68回 政府委員会資料(同年12月2日)から転記 >	第2次勧告				左記以降の取組み状況及び検討結果	担当PT
			義務づけ			義務づけ以外		
			メルクマール該当	地方要望	重点項目 (a)設置基準 (b)協議等 (c)計画策定			
【土地利用(開発・保全)】(都市計画) 社会経済情勢の変化に対応し、地域の実情に通じた地方自治体が自らの責任と判断でまちづくりを進めていくことができるよう、次のとおり見直すこととする。 ・都道府県による都市計画決定にあたって、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」及び「区域区分」に係る国との同意を要する協議については、同意を廃止するとともに、特定区域(大都市等)のみに課せられている国との同意を要する協議を廃止する。 ・市による都市計画決定にあたって、都道府県との同意を要する協議については、同意を廃止する。 ・指定都市の区域に係る「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」及び「区域区分」についての都道府県の決定権限を指定都市に移譲する。	都市計画制度の抜本的な見直しに当たっては、国の利害や都道府県による広域の見地からの調整に留意しつつ、地域の実情に通じた基礎自治体が自らの責任と判断で都市計画決定を行うとの観点から、三大都市圏等の都市計画に関する都道府県の国への協議・同意を始めとする各種の国への協議・同意の廃止・縮小、都道府県から市町村への権限移譲等を進める方向で検討を行い、平成21年度を目途に実施する。	【これまでの取組み】 ・地方分権改革推進要綱(第1次)を踏まえ、都市計画制度の抜本的な見直しに向けた検討を行っているところ。 【今後の予定】 ・引き続き、地方分権改革推進要綱(第1次)を踏まえて、検討を進める。	×	大臣協議 全国知事会 知事協議 全国知事会 全国市長会	(b)	/	まちづくり	

第1次勧告のフォローアップについて

第1次勧告	第1次要綱	これまでの取組み状況及び今後の予定 <第66回 政府委員会資料(平成20年11月19日)又は第68回 政府委員会資料(同年12月2日)から転記>	第2次勧告			左記以降の取組み状況及び検討結果	担当PT	
			義務づけ		義務づけ以外			
			メルクマール該当	地方要望				重点項目 (a)設置基準 (b)協議等 (c)計画策定
<p>【道路】 直轄国道については、主に地域内交通を分担する道路は都道府県が担い、それを補完して国は全国的な交通ネットワークの形成をはかることを基本として、上記の要件の(2)及び(3)を見直す。 当面、これらの要件について、同一都府県内に起終点がある区間、バイパスの現道区間、その一部が都府県等管理となっている路線の区間、「都道府県庁所在地その他政治上、経済上又は文化上特に重要な都市」(道路法施行規則第1条の2)の基準を厳格に適用し、原則都道府県庁所在地及び人口おおむね30万人以上の市を基本とすることにより対象外となる区間、の4種類の区間に該当するものについては、従前と同様の管理水準を維持するため財源等に関して必要な措置を講じたうえで、一般国道の位置付けを変えずに、原則として都道府県に移管する。 個別の対象道路については、地方自治体との調整を行った上で、第2次勧告までに具体案を得る。</p>	<p>一般国道の直轄区間については、主に地域内交通を分担する道路は都道府県が担い、国は全国的なネットワークの形成を図ることを基本として、第1次勧告の方向に沿って、指定を見直し、原則として都道府県に移管する。個別の対象道路については、関係地方公共団体と調整を行った上で、第2次勧告までに具体案を得る。</p>	<p>【これまでの取組み】 ・6月20日に、全国知事会等へ「直轄国道、一級河川の見直しの具体的な方向」に係る意見照会を行い、続いて、全国知事会からの資料要求への対応、モデルケースを通じた協議を行った。 ・9月17日に、道路・河川の権限移譲に伴う財源措置等の基本的な考え方(「道路・河川の権限移譲について」)を総務省及び国土交通省から全国知事会に対して提示した。 ・10月3日より関係都道府県等との個別協議を開始し、個別の移管対象道路の具体案を得るべく検討を進めている。</p> <p>【今後の予定】 ・個別協議の中で関係都道府県等の意見をよく伺った上で、第2次勧告までに個別の移管対象道路の具体案を得るよう最大限に努力する。</p>				<p>第1次勧告で提言を行った直轄国道の地方への移管について、人口30万人未満の都市を連絡する区間を含め、関係都道府県との個別協議を進め、早急に結論を得る。 なお、上記のほか、整備が概成した直轄国道をはじめ、都道府県から要望があった区間についても、地方への移管に係る個別協議の対象とするものとする。</p>	<p>各地方整備局と各都道府県との個別協議を継続中。 (分権推進特別委員長より各知事あてにアンケート実施するなど、個別協議を促進。)</p> <p>政府委員会の場において、国交省から個別協議の進捗状況について説明(H21.4.2)</p> <p>H21.3末時点で (1)移管する方向で今後更に調整を進めていくもの 80路線 2,521km (2)移管の可能性について引き続き協議するもの 61路線 4,385km 合計 123路線 6,906km</p>	まちづくり
<p>【道路】 町村について、その道路管理の状況等も踏まえ、都道府県道の管理を行うことができるようにする。</p>	同左	<p>【これまでの取組み】 ・具体的な措置内容等について検討を行っているところ。</p> <p>【今後の予定】 ・町村における道路管理の状況等も踏まえ、町村による都道府県道の管理のあり方について、引き続き検討を行い、地方分権改革推進計画において、具体的な措置内容等を明らかにする。</p>					まちづくり	

第1次勧告のフォローアップについて

第1次勧告	第1次要綱	これまでの取組み状況及び今後の予定 <第66回 政府委員会資料(平成20年11月19日)又は第68回 政府委員会資料(同年12月2日)から転記>	第2次勧告			左記以降の取組み状況及び検討結果	担当PT	
			義務づけ		義務づけ以外			
			メルクマール該当	地方要望				重点項目 (a)設置基準 (b)協議等 (c)計画策定
<p>【道路】 都道府県道の認定、変更及び廃止に係る国との協議を廃止する。その際、道路のネットワークとしての機能確保のために必要な調整の仕組みを検討する。</p>	同左	<p>〔これまでの取組み〕 ・ 具体的な措置内容等について検討を行っているところ。 〔今後の予定〕 ・ 都道府県道の認定、変更及び廃止に係る国との協議を廃止するに際して、道路のネットワークとしての機能確保のために必要な調整の仕組みについて、引き続き検討を行い、地方分権改革推進計画において、具体的な措置内容等を明らかにする。</p>	×	全国知事会	(b)		まちづくり	
<p>【河川】 一の都道府県内で完結する一級水系内の一級河川の直轄区間については、従前と同様の管理水準を維持するため財源等に関して必要な措置を講じたうえで、一級河川の位置付けを変えずに、原則として都道府県に移管する。 その際、氾濫した場合に流域に甚大な被害が想定される水系、広域的な水利用や電力供給のある、または全国的に価値の高い環境を保全すべき水系、急流河川等の河川管理に高度な技術力が必要となる水系であっても、国が管理する場合を極力限定する。個別の対象河川については地方自治体と調整を行った上で、第2次勧告までに具体案を得る。 なお、地方自治体がおおむね一の都道府県内で完結するものとして移管を要望する一級水系についても、同様の見直しを行うこととする。</p>	<p>一級河川の直轄区間については、第1次勧告の方向に沿って、引き続き国が管理する必要がある場合を除き、原則として一の都道府県内で完結する水系内の河川を都道府県に移管する。個別の対象河川については、関係地方公共団体と調整を行った上で、第2次勧告までに具体案を得る。</p>	<p>〔これまでの取組み〕 ・ 6月20日に、全国知事会等へ「直轄国道、一級河川の見直しの具体的な方向」に係る意見照会を行い、続いて、全国知事会からの資料要求への対応、モデルケースを通じた協議を行った。 ・ 9月17日に、道路・河川の権限移譲に伴う財源措置等の基本的な考え方(「道路・河川の権限移譲について」)を総務省及び国土交通省から全国知事会に対して提示した。 ・ 10月3日より関係都道府県との個別協議を開始し、個別の移管対象河川の具体案を得るべく検討を進めている。</p> <p>〔今後の予定〕 ・ 個別協議の中で関係都道府県の意見をよく伺った上で、第2次勧告までに個別の移管対象河川の具体案を得るよう最大限に努力する。</p>				<p>第1次勧告で提言を行った一級河川の地方への移管について、関係都道府県との個別協議の対象をできるだけ広げて協議をすすめ、早急に結論を得る。</p>	<p>各地方整備局と各都道府県との個別協議を継続中。 (分権推進特別委員長より各知事あてにアンケート実施するなど、個別協議を促進。) 政府委員会の場において、国交省から個別協議の進捗状況について説明(H21.4.2) H21.3末時点で (1)移管する方向で今後更に調整を進めていくもの 6水系 (2)移管の可能性について引き続き協議するもの 20水系 合計 26水系</p>	まちづくり

第1次勧告のフォローアップについて

第1次勧告	第1次要綱	これまでの取組み状況及び今後の予定 < 第66回 政府委員会資料(平成20年11月19日)又は第68回 政府委員会資料(同年12月2日)から転記 >	第2次勧告				左記以降の取組み状況及び検討結果	担当PT
			義務づけ			義務づけ以外		
			メルクマール該当	地方要望	重点項目 (a)設置基準 (b)協議等 (c)計画策定			
<p>【河川】 上記により地方自治体へ移管されることとなる一級水系内の一級河川について、その流域の保安林に係る国の指定・解除権限を都道府県に移譲するため、重要流域の指定を見直すこととする。</p>	<p>保安林の指定・解除については、上記水系内の一級河川の全区間の都道府県への移管に合わせて重要流域の指定を外すことにより、国による当該重要流域の保安林の指定・解除の権限を都道府県に移譲する。</p>	<p>【これまでの取組み】 一級河川の移管の検討状況についての情報収集等、保安林の権限移譲に向けた準備を実施。</p> <p>【今後の予定】 一級河川の移管の具体的な対象となる河川については、第2次勧告までに具体案を得ることされており、当該水系内の一級河川の全区間の都道府県への移管に合わせて重要流域の指定を外すことにより、国による当該重要流域の保安林の指定・解除の権限を都道府県に移譲する予定。</p>	/	/	/	—	産業	
<p>【交通・観光】 重要港湾の港湾管理者が定める港湾計画に係る国の審査、公有水面埋立に係る認可・協議等の国の関与を縮小する方向で検討し、平成20年度中に結論を得る。</p>	同左	<p>【これまでの取組み】 【港湾計画関係】 重要港湾に関する過去の港湾計画の変更内容の分析を行い、国の関与を縮小する方向で検討を行っている。</p> <p>【公有水面の埋立関係】 過去の埋立免許及び認可の実績、埋立地の用途変更等の内容等の分析を行い、国の関与を縮小する方向で検討を行っている。</p> <p>【今後の予定】 【港湾計画関係】 港湾計画の変更に関し、国への提出が必要となる範囲の見直し等、国の関与を縮小する方向で具体的に検討を行っていく。</p> <p>【公有水面の埋立関係】 認可対象範囲の見直し等、国の関与を縮小する方向で具体的に検討を行っていく。</p>	x	全国知事会	(b)	/	<p>< 第78回 政府委員会資料(平成21年3月25日)から転記 ></p> <p>【港湾計画関係】 国の関与を縮小するための措置として、重要港湾の港湾管理者が行う港湾計画の変更に関し、変更した当該港湾計画の国への提出が不要となる「軽易な変更」の範囲の見直しを行う。</p> <p>【公有水面の埋立関係】 国の関与を縮小するための措置として、公有水面埋立の免許に係る国の認可対象範囲の見直しを行う。</p>	まちづくり

第1次勧告のフォローアップについて

第1次勧告	第1次要綱	これまでの取組み状況及び今後の予定 <第66回 政府委員会資料(平成20年11月19日)又は第68回 政府委員会資料(同年12月2日)から転記>	第2次勧告			左記以降の取組み状況及び検討結果	担当PT
			義務づけ		義務づけ以外		
			メルクマール該当	地方要望			
<p>【教育】 県費負担教職員の人事権の移譲と給与負担については、都道府県から中核市に人事権を移譲するとともに、すでに人事権が移譲されている政令指定都市と中核市において人事権者と給与負担者が一致する方向で検討し、平成20年度中に結論を得る。 あわせて、現在都道府県の協議・同意が必要とされている学級編制や都道府県が定めている教職員定数についても決定方法を見直す方向で検討し、平成20年度中に結論を得る。</p>	<p>県費負担教職員の人事権の移譲と給与負担については、広域での人事調整の仕組みにも留意した上で、都道府県から中核市に人事権を移譲するとともに、既に人事権が移譲されている政令指定都市と中核市において人事権者と給与負担者が一致する方向で検討し、小規模市町村を含めた関係者の理解を得て、計画の策定までに結論を得る。 あわせて、現在都道府県の協議・同意が必要とされている学級編制や都道府県が定めている教職員定数についても決定方法を見直す方向で検討し、関係者の理解を得て、計画の策定までに結論を得る。</p>	<p>(これまでの取組み) 県費負担教職員の人事権等の在り方については、本年4月に教育委員会関係者や有識者等から構成される「県費負担教職員の人事権等の在り方に関する協議会」を設置し、検討を進めているところである。これまで本協議会において、人事権の在り方については、広域での人事調整に係る論点や、広域調整の仕組みの例などについて議論を行っている。 また、給与負担の移譲については、人事権の移譲との関係や必要な財源の在り方などについて議論を行い、学級編制及び教職員定数については、人事権や給与負担の移譲との関係や市町村教育委員会の裁量を拡大する方策などについて議論を行っているところである。</p> <p>(今後の予定) 引き続き、小規模市町村を含めた関係者の理解を得て、計画の策定までに結論を得る予定である。</p>	×	市町村立学校 県費負担教職員に係る人事権等の移譲 全国知事会 義務教育諸学校の学級編成に対する関与の廃止、教職員定数権の市への移譲 全国市長会	(a)	<p>県費負担教職員の人事権等の在り方に関する協議会」が第8回(h20.12.24)まで開催されている。第8回協議会において、これまでの主な意見と論点をまとめている。 議論のテーマについて (人事権について) 広域人事異動の仕組みについて 採用のあり方について 人事権を移譲する場合の範囲 管理職、事務職員等の異動について 移譲の対象とする事務の範囲について(懲戒等の扱い) (給与負担について) 給与負担を移譲する場合の移譲先 必要な財源の在り方 (学級編制や教職員定数について) 人事権や給与負担の移譲との関係 学級編制に関する権限の移譲と教職員定数との関係 学級編制に関する権限の移譲先</p> <p>なお、教職員定数の決定方法については、4月15日の政府委員会における文部科学省に対する義務付け・枠付けの見直しのヒアリングにおいて、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の関係条項については、次の理由から存置すべきという意見が出されている。 (存置理由) これらの規定は、各都道府県ごとの教職員定数の標準及びその算定に関し規定したものであり、義務教育水準の維持向上を図るために必要な規定である。 なお、各都道府県ごとの教職員定数は、本法に規定する数の合計を標準として、各都道府県が条例で定めることとしている。 また、実際に各学校に教職員を配置するにあたっては、教職員定数の範囲内で地域や学校の実情等を踏まえながら、各都道府県において弾力的に対応することが可能となっている。</p>	教育

第1次勧告のフォローアップについて

第1次勧告	第1次要綱	これまでの取組み状況及び今後の予定 < 第66回 政府委員会資料(平成20年11月19日)又は第68回 政府委員会資料(同年12月2日)から転記 >	第2次勧告				左記以降の取組み状況及び検討結果	担当PT
			義務づけ			義務づけ以外		
			メルクマール該当	地方要望	重点項目 (a)設置基準 (b)協議等 (c)計画策定			
<p>[教育] 市町村立幼稚園の設置・廃止等についての都道府県の認可を廃止し、届出制とする。</p>	(同左)	<p>[これまでの取組み] ・地方公共団体に対する実態調査を取りまとめたところ。 [今後の予定] ・本調査結果を踏まえ引き続き検討を行う予定。() (事務局・分権室補注:所管府省への確認結果)計画に盛り込む予定</p>	x	市町村立幼稚園の設置及び廃止について届出制とする 全国知事会	(b)		教育	

第1次勧告のフォローアップについて

第1次勧告	第1次要綱	これまでの取組み状況及び今後の予定 ＜第66回 政府委員会資料(平成20年11月19日)又は第68回 政府委員会資料(同年12月2日)から転記＞	第2次勧告				左記以降の取組み状況及び検討結果	担当PT
			義務づけ			義務づけ以外		
			メルクマール該当	地方要望	重点項目 (a)設置基準 (b)協議等 (c)計画策定			
<p>【防災】 災害時における自衛隊の派遣については、緊急時における速やかな情報伝達を確保し、迅速な対応の確保に資するため、市町村長が、都道府県知事による防衛大臣に対する災害派遣要請をするよう求めた場合には、同時にその旨を防衛大臣等に対して通知することができるよう、必要な措置を講じる。</p>	(同左)	<p>【これまでの取組み】 内閣府及び防衛省において、第1次勧告内容について検討した。</p> <p>【今後の予定】 第一次勧告及び第一次要綱の趣旨について見直す方向で、対応して参りたい。</p>	/	/	/	/	災害その他	
<p>【防災】 都道府県地域防災計画の作成・修正に係る国との協議を廃止し、報告とする。</p>	(同左)	<p>【これまでの取組み】 第一次勧告及び第一次要綱のとおり改める方向で、関係省庁と調整済。</p> <p>【今後の予定】 「新分権一括法案」での措置を予定しており、改正時期については政府全体の改正スケジュールに合わせる予定。</p>	×	都道府県地域防災計画の作成・修正に係る協議 全国知事会	(b)	/	災害その他	

第1次勧告のフォローアップについて

第1次勧告	第1次要綱	これまでの取組み状況及び今後の予定 <第66回 政府委員会資料(平成20年11月19日)又は第68回 政府委員会資料(同年12月2日)から転記>	第2次勧告				左記以降の取組み状況及び検討結果	担当PT
			義務づけ			義務づけ以外		
			メルクマール該当	地方要望	重点項目 (a)設置基準 (b)協議等 (c)計画策定			
【交通・観光】 過疎地域等における自家用有償運送については、自家用有償運送の適切な普及をはかる観点から、現行制度施行後の状況を検証しつつ、登録の要件・手続や運営協議会のあり方を見直し、必要な措置を講じる。	(同左)	【これまでの取組み】 過疎地等の自家用有償運送を円滑に実施するために制度施行後の状況について、平成18年12月より自家用有償旅客運送フォローアップ検討会を開催(平成18年12月22日、平成19年6月28日、同年12月21日、平成20年10月6日)し、検討を行っているところであるが、それに加えて、平成20年3月より同検討会にワーキンググループを設置し、より実務的に検証を行い、制度のあり方について検討を行った。 同ワーキンググループについては、毎月1回ずつ開催(3月24日、4月24日、5月26日、6月25日、7月25日、8月22日、9月25日)し、参加メンバーから制度見直しの提案があった事項について、順次、意見交換を行いながら具体的な検証を進め、10月6日にそれまでの検討結果について、第4回自家用有償旅客運送フォローアップ検討会に報告したところである。 また、運営協議会のあり方等について検討を行うことを目的として、学識経験者、自治体、NPO、タクシー事業者等の関係者からなる委員会を設置し、第1回委員会を10月21日に開催した。 【今後の予定】 第4回自家用有償旅客運送フォローアップ検討会に報告した登録の要件を含めた現行制度において見直しの方向で検討するとされた事項について、必要な事例の収集、通達の発出の検討など、必要な措置の具体化を進めるとともに、今後も引き続き、必要な制度の見直しについて検討を行う。 また、運営協議会のあり方等については、平成20年度中に検討結果をまとめる予定としている。				自家用有償旅客運送及び自動車運転代行業に関する事務・権限を都道府県に移譲する。(個別出先機関の事務・権限の見直し)	災害その他	